

## 2 海外発生期

<p>●海外発生期（国：海外発生期、県：海外発生期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>市（県）内発生に備えた体制の整備</p>
<p>&lt;対策の考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2 対策の判断に役立つため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市（県）内発生に備え、市（県）内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>4 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市（県）内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

### （1） 実施体制

対 策
<p><b>ア 実施体制の強化等【総括班/生活維持班】</b></p> <p>○海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。</p> <p>○海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や県対策本部を設置した場合には、市長を本部長とする対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく、事前準備をする。</p>

**イ 職員の配備体制【総括班/関係各課】**

市の職員の配備体制は、対策本部組織図（P18）に基づき、各部において、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備する。また、中心となって対策を行う班は、事前の準備を周到に行う。

**（2） サーベイランス・情報収集**

対 策

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、インターネット等を活用し情報収集する。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。【総括班/学校教育班/産業班/医療・救護班】

**参考：県のサーベイランス・情報収集**

**ア 情報収集**

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

**イ サーベイランスの強化等**

- 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- 県及び保健所設置市は、引き続き国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。
- 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く）は、ウイルス株の情報に基づき国が確立したPCR検査の情報を踏まえ、衛生研究所において、PCR検査を実施するための体制を速やかに整備する。

## (3) 情報提供・共有

対 策
<p><b>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</b></p> <p>○県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市（県）内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>○市対策本部における広報・情報収集班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>○対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。マスメディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を決めておく。</p>
<p><b>イ 情報共有等【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</b></p> <p>市は、県が設置するインターネット等を活用した情報共有を行う問合せ窓口を活用し、メール等による、対策の理由やプロセス等の共有を行うとともに、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。</p>
<p><b>ウ 相談窓口の設置【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</b></p> <p>県等からの要請に応じ、国が作成したQ &amp; A等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。また、今後、市（県）内で発生する場合に備えて、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容にも対応できる体制について検討する。</p>

## (4) 予防・まん延防止

対 策
<p><b>ア 感染症危険情報の発出等【総括班/医療・救護班/関係各課】</b></p> <p>市は、国から発出される感染症危険情報や渡航延期の勧告等について、市民に情報提供する。</p>
<p><b>イ 水際対策【医療・救護班】</b></p> <p>市は、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。</p>

**参考：県の水際対策**

○県は、国が行う水際対策（発生疑いの場合の対策開始、検疫の強化、外国人の入国制限、停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請）について、情報提供する。

○県は、国・検疫所と連携を強化し、質問票等により得られた情報の提供を受ける等により、発生国、感染地域からの入国者に対する健康監視等を行う。

**ウ 予防接種**

市は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報収集を行う。

**① 特定接種【総括班/人事課/医療・救護班】**

市は、接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、県等から情報収集を行い、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

**② 住民接種【医療・救護班】**

市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。また、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行う事を基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

## (5) 医療

## 対 策

市は県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】

## 参考：県の医療

## ア 新型インフルエンザ等の症例定義

○県及び保健所設置市は、医療機関等に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

## イ 医療体制の整備

○県は、保健所設置市と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において、受入可能な外来・入院患者数等を把握する。

○県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

## ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び保健所設置市は帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有するものは、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

**エ 陰圧テントの貸出**

県は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

**オ 検査体制の整備**

県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、病原体の情報に基づき、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立し、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行う。

**カ 医療機関等への情報提供**

県は、国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

**キ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用**

○県は、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具の備蓄量を把握する。

○県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

○県は、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して、適正流通を指導する。

**ク 病原性が低い場合の措置**

病原性に基づく医療の対策の選択の目安については、別表2「病原性による医療の対策の選択について（概要）」（P98：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を参照する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p><b>ア 火葬能力等の把握【環境班/建設部】</b></p> <p>○ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。【<b>環境班</b>】</p> <p>○ 環境班と連携し、火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【<b>建設部</b>】</p> <p><b>イ 物資及び資材の備蓄等【総括班/生活維持班/財政班/関係各課】</b></p> <p>市は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備等を行う。</p>